

条件付一般競争入札説明書

1 入札参加資格

- (1) 岩手県内に主たる営業所を有する者
- (2) 次に掲げる条件を満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
 - ② 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定による本町の入札参加制限を受けていない者であること。
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。）でないこと。
 - ④ 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間に於いて、小型動力ポンプ付積載車の納入実績があること。
 - ⑤ 小型動力ポンプメーカーの代理店であること。
 - ⑥ 町税の滞納がないこと。

2 入札参加資格が認められない者に対する説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、公告を行った者に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 令和 8 年 5 月 15 日（金）正午まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。以下同じ。）
 - イ 提出場所 公告で指定した申請書の提出先
 - ウ 提出方法 書面（様式任意）は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)への回答は、提出期限までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

3 仕様書等に関する質問

仕様書等に関する質問については、公告で指定した契約担当課に対して書面（様式任意）により令和8年5月8日（金）午後5時までに行うこと。回答については、照会先の契約担当課において回答書の貼り出し等の方法により閲覧に供すること。なお一般的事項に関しては、電話又は口頭により照会して差し支えない。

4 仕様書等の閲覧

公告で指定した閲覧場所において、閲覧及び貸出しを行う。ただし、貸出しは当日限りとし、2時間以内とすること。

5 契約成立要件

- (1) 落札者の決定後、この入札に付する契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

ア 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（平成16年3月1日以降に申請したものにあっては、総合評定値を取得しているものに限る。以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過していないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。

ウ 措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。

エ 岩手県、岩手県内市町村、岩手県内一部事務組合及び岩手県内広域連合における入札及び製作過程において不正又は不誠実な行為がないこと、及び経営状況が著しく不健全であると認められないこと。

- (2) 議会の議決を要する案件にあって、既に仮契約を締結した場合においても、議決までの間に仮契約の相手方が(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、仮契約を解除すること。

6 その他

- (1) 手続における交渉は無いこと。
- (2) 提出された書類は返却しないこと。
- (3) 提出書類作成に係る費用は、提出者の負担とすること。

- (4) その他入札参加資格の確認に当たり、必要な書類の提出を求める場合があること。
- (5) 入札に関する詳細は、条件付一般競争入札心得によること。